

備品名	番号	購入年月日	取得価額
カラーコピー	000104	平成7年3月	2,477,850円
ワープロ	000015	平成7年3月	1,300,000円
レーザープリンター	000106	平成7年3月	300,000円
券売機(※)	000001	平成8年6月	1,883,870円

※ レストランメニューの変更等により、現状使用されていない。

これらの備品は、もう使用しないというのであれば、県に届け出で返却措置を取る必要がある。

(3) 委託費の精算状況について

① 概要

総合公社及び内陸縦貫鉄道は、受託業務の完了に伴い、県に対して事務実績報告書を提出している。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 総合公社

「県立公園管理運営委託契約 収支計算書―北歐の杜公園分」の決算額のうち、人件費については「貸金台帳」と、物件費については「支出調書(月別)」と照合した。また、収支計算書に含まれている消費税の金額について計算過程を確認した。その結果、以下の3点について問題が見られた。

(ア) 出張命令(旅費精算)書は、職員の出張の場合は所長が、所長の出張の場合は総合公社総務局長が承認することになっている。

出張命令(旅費精算)書綴りを調べたところ、下記の所長の出張について、総務局長の決裁手続が未了であった。規程どおりに承認を受けることが必要である。

出張命令番号	月日	移動手段	出発地	到着地	日当	作成日
H12-550-0173	2/13	自家用車	秋田市	秋田市	1,300円	3/4

(イ) 公園管理事務所には、県及び住宅供給公社からの出向者が、それぞれ3名及び1名正職員として勤務している。正職員の構成及び人件費の負担関係を調べたところ、以下のようであった。

職位	氏名	出向元	職員給与	職員手当	退職手当積立金	職員共済費
所長	A	県	県 負担	総合公社負担	県 負担	総合公社一部負担※
副主幹	B	— (7°01'—)	総合公社 //	総合公社 //	総合公社 //	総合公社負担
同上	C	県	県 //	総合公社 //	県 //	総合公社一部負担※
同上	D	住宅供給公社	総合公社 //	総合公社 //	住宅供給公社 //	総合公社負担
主事	E	県	県 //	総合公社 //	県 //	総合公社一部負担※

※ 総合公社が労災保険料の事業主負担額を、それ以外を県が負担している。

出向に係る身分、給与等の負担関係は、県及び住宅供給公社それぞれと総合公社との間の「職員の派遣に関する協定書」によって規定されている。

このうち、職員共済費の扱いについては、総合公社と住宅供給公社の間で締結されている「職員の派遣に関する協定書」第9条第2項において、公社の負担とすることが明記されているのに対して、総合公社と県との「職員の派遣に関する協定書」の中では、第10条（共済組合等）で「派遣職員は、甲（県）の共済組合の組合員及び互助会の会員とし、その掛け金等については、甲の職員と同様に扱うものとする。」としか規定されておらず、事業主負担額についての負担関係が必ずしも明示されていない。職員共済費の事業主負担額については、協定書の条項において、負担関係を明記する必要がある。

(ウ) 消費税の計算において、「中央公園」の項で述べる内容と同様の誤りが見られた。

a. 通勤手当に係る消費税の算出において、所得税課税分を除いた税込金額に5%を乗じていた。

b. 社会保険料相当額に係る消費税の算出において、自己負担額をも算入していた。

この結果、県に対する委託費（税込）の請求額は113,911円過大となっていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律5%上乗せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして事務処理誤りをなくすようにするべきである。

イ. 内陸縦貫鉄道

受託業務の完了に伴い県に提出された収支実績計算書を調査したところ、下記のようにすべての費目が予算額と同額となっていた。

(単位：円)

支出項目	予 算	実 績
職員給料	3,045,000	3,045,000
職員手当	1,218,000	1,218,000
職員共済費	521,000	521,000
退職金掛金	144,000	144,000
社会保険料	1,470,000	1,470,000
賃金	10,734,000	10,734,000
旅費	261,000	261,000
一般需要費	713,000	713,000
役務費	1,531,000	1,531,000
委託費	1,236,000	1,236,000
使用料	41,000	41,000
消費税	1,046,150	1,046,150
合 計	21,960,150	21,960,150

県と内陸縦貫鉄道との間の「秋田県北東の杜公園施設利用管理業務委託契約書」第5条によれば、乙（内陸縦貫鉄道）は、委託事務に係る経理については他の経理と明確に区分す

るようしかるべき措置を講ずるものとされ、第7条では、甲（県）は乙（内陸縦貫鉄道）の行う委託事務の適正を期するため、必要と認めたときはその状況を調査し又は必要な報告書の提出を求めることができることとされている。それにもかかわらず、このような正しい決算内容を表していないと思われる実績計算書を受領しながら、事実を究明しないで看過することは、委託者としての義務を果たしていないことになる。今後は、精算が適正に行われていることを確認することが必要である。

（4）業務の一部再委託について

① 概要

北欧の杜公園では警備や清掃等の日常業務、植栽管理業務について、業者に対して再委託を行っている。平成12年度では年間業務8契約、植栽管理業務4契約及びその他の業務19契約の再委託契約が行われており、その結果、再委託費は67百万円にのぼり、委託費合計（109百万円）の61.7%を占めている。再委託費の最も大きいものは植栽管理業務であり、55百万円である。

② 実施した監査手続及び結果

再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第9条により、原則として禁止されているが、甲（県）が認めた場合はこの限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについて明示的には書類等で示されていない。県は、每期、公社の再委託契約締結の際には契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

7. 秋田県立小泉瀉公園

1. 施設の概要

（1）施設の目的

秋田県立小泉瀉公園（以下、「小泉瀉公園」という。）は、秋田市北部金足に位置する公園で、男瀉及び女瀉の二つの水面とその後方の丘陵地などの自然を利用し、景勝の保全と野外レクリエーションの場として平成2年10月に整備された。また、公園の中心をなす水心苑は、本県では初めての本格的な日本庭園である。

（2）総事業費

総事業費は5,270百万円であるが、一部土地が未買収になっているため、これまで実施された事業費は5,038百万円、進捗率は95%となっている。総事業費のうち、県単独事業は239百万円、補助事業は4,789百万円である。資金調達のために2,393百万円の県債が発行されて

いる。

事業費の内訳としては、用地取得費 1,008 百万円、工事費 4,030 百万円となっている。

(3) 運営形態

公園の管理運営は財団法人秋田県総合公社（以下、「総合公社」という。）に委託している。ただし、本公園は以下のようなゾーンから構成されており、教育環境ゾーンや水辺保存ゾーンは、総合公社の管轄外となっている。

管理主体	ゾーン	面積
総合公社	レクリエーションゾーン	97.6ha
教育庁所管（博物館、金足農高残地）	教育環境ゾーン	4.0ha
公有水面（男湯・女湯）	水辺保存ゾーン	56.0ha
国有財産（水路・青水等）	—	4.4ha
未買収地（79筆）	—	8.1ha
合計		170.1ha

(4) 収支の状況

平成元年以降の利用人数、収入及び委託費は以下のとおりである。

（単位：千人、百万円）

項目	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
入場者数	182	200	188	226	199	158	135	125	102	118	135	111
水心苑	56	47	45	50	43	28	30	28	27	23	50	25
テニスコート	8	10	8	8	7	5	4	4	3	3	3	2
その他利用者	118	142	135	167	148	124	100	92	70	91	81	84
収入	6	5	5	6	5	4	3	4	3	3	1	0
委託費	70	71	77	74	82	84	84	93	94	92	74	76

2. 監査の結果

(1) 公有財産台帳について

公有財産台帳に登録した資産について、当初の取得以降、改修工事等により増設等が図られた場合どのように記録するかについて、公園管理事務所では明確な基準や認識が持たれていない。

平成12年度に行われた「トイレ水洗化工事」2件（契約額1,770千円、1,218千円）は、水洗設備を拡張すべく屋外埋設圧送管と屋外埋設電気配管を延長するものであり、企業会計的な考え方からすれば、電気設備の増設として「資本的支出」と捉えられるが、公有財産台帳上は財産の増加として記録されていなかった。

公有財産台帳に記録するべき基準を明確にし、担当者に徹底することが必要である。

(2) 業務の一部再委託について

① 概要

小泉瀧公園では警備や清掃等の日常業務等について、業者に対して再委託を行っている。委託契約のための入札等の基準は県に準じている。平成12年度では8件の再委託契約が行われている。その結果、再委託費は51百万円にのぼり、委託費合計(74百万円)の69%を占めている。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第9条により原則として禁止されているが、甲(県)が認めた場合はこの限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについては明示的には書類等で示されていない。県は每期、公社の再委託契約締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

イ. 再委託契約のうち、金額の重要なもの上位3件について、個別の委託契約関係ファイルを開覧し下記事項を検証した。

(ア) 予定価格については、担当者が算定した設計価格を基礎に所長が予定価格を決定し、予定価格調書に記入し、これを封書に入れ封印する。当日開封された封筒はすべて保管されており、管理手続は適正に遵守されているものと判断された。

(イ) 指名競争入札については、落札価額はすべて予定価格を下回り、最低価格で応札した業者に決定されていた。

(ウ) 随意契約について、その理由はすべて地方自治法施行令第167の2条第1項第1号「少額のもの(100万円以下)」の適用による。この場合、2名以上の者から見積書を徴収していることを確認した。

ウ. 業務委託(変更)契約書、支出負担行為伺、委託業務完成届及び検査済確認調書を照合したところ、これらの書類は委託台帳の記載事項と合致していることが確認された。

(3) 委託費の精算について

① 概要

総合公社は、受託業務実施にかかった経費(人件費及び物件費)に5%を上乗せして、委託費として県に請求している。

② 実施した監査手続及び結果

委託費に含まれる消費税額の算出過程を調べたところ、事務処理上、以下の計算誤りが見られた。

ア. 職員手当のうち通勤手当について、所得税課税分と所得税非課税分の消費税額を誤って把握していた。

イ. 役務費に係る消費税額の把握に誤りがあった。

ウ. 雇用保険料の個人負担分についても、消費税額を委託費に含めて計算していた。

以上の結果、委託費（税込）が1,920 円過大に計算されていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律 5%上乘せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして事務処理誤りをなくすようにするべきである。

8. 秋田県立中央公園

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田空港を取り囲む位置にあり、丘陵地、林及び草原などの自然の条件を生かし、空港の騒音緩衝地としながら、広域的なレクリエーション、スポーツ、教育、散策及び休養の場として県民が気軽に利用できる広域公園のひとつとして計画された。昭和 52 年に事業が着手され、ファミリーピクニックゾーン、空港前庭ゾーン、スポーツゾーン、青少年教育ゾーンが順次整備され、平成 11 年度に自然観察ゾーンの大部分が完成した。

(2) 事業費

総事業費は 17,600 百万円、平成 12 年度までの整備実績は 17,030 百万円（進捗率 96%）となっている。事業費の内訳としては、県単独事業 4,775 百万円、補助事業 12,111 百万円である。資金調達のため、県債 8,582 百万円を発行している。

公園を構成するゾーニング（計画段階のものも含む）及び事業費（実績）は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

ゾーン名	内 容	事業費
ファミリーピクニックゾーン	家族連れやグループピクニック、散策、休憩など気軽に利用できる地区	1,243
空港前庭ゾーン	空港の玄関口として送迎、展望、見学者の休憩、散策に利用する修景を主体とした地区	
スポーツゾーン	大規模な大会が開催できるような専門施設と、一般県民が気軽に利用できる施設が両立する地区 陸上競技場、球技場、あきたスカイドーム等がある。	12,555
青少年教育ゾーン	野外活動を通じた教育の場として滞留型の利用施設で、集団生活を体験しながら自然とのふれあいができる地区 フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場がある。	2,292

自然観察ゾーン (未完成)	自然と調和を取るようにより明るい林間地区をめぐり、樹木の観察や草花を楽しみながら利用できる地区	300
自然探勝ゾーン (未完成) 他	自然の樹林地をそのまま残し、その中に探勝路や一部の平坦地に園路を設けるなど、散策を主体とした地区等	1,210
合計		17,600

(中央公園事業認可一覧表より)

(3) 運営形態

青少年教育ゾーンの運営を雄和町振興公社に委託しているほかは、財団法人秋田県総合公社(以下、「総合公社」という。)へ運営管理を委託している。

(4) 利用人数及び利用料の状況

平成元年以降の利用人数、収入、管理費(人件費を除く)は以下のとおりである。

(単位:千人、百万円)

項目	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
利用者数	261	366	440	409	385	525	484	491	516	491	461	460
スポーツ	181	289	378	354	333	423	386	397	435	406	360	374
FP・空港	78	76	61	54	51	58	54	57	42	37	55	48
青少年	0.8	0.9	0.7	0.4	0.8	43	43	36	38	46	45	37
収入	14	22	25	25	26	31	37	36	35	31	25	23
委託費	196	193	267	265	270	266	328	319	333	329	273	255

FP・空港:空港前庭ゾーン、スポーツ:スポーツゾーン、青少年:青少年教育ゾーン

2. 監査の結果

(1) 利用料の徴収状況について

① 概要

公園管理事務所では、利用者から利用申請書と料金を受取り、翌営業日、銀行振込により県に納入する。その際、収入金払込書兼領収書(以下、「払込書」という。)に1件ごとに金額を記入し銀行に持ち込む。銀行が県に入金すると同時に調定が完了する。払込書控が県建設事務所に送付される。県建設事務所では、歳入の内訳書と振込書控を照合するだけである。

一方、利用申請書は、公園管理事務所から県建設事務所に送付され、県建設事務所では、月額合計を「有料公園施設利用許可申請書」に記入し、利用申請書とともにファイルしている。公園管理事務所では、「利用申請書」から「月別歳入状況表」を作成している。

② 実施した監査手続及び結果

平成12年度のトレーニングセンター、陸上競技場及びテニスコートの利用料について、特定の月について「月別歳入状況表」と「有料公園施設利用許可申請書」を照合したところ、一致することを確認した。ただし、県建設事務所では、通常、公園管理事務所から收受した利

用料について、利用申請書等の証憑類と歳入額を照合する手続きを行っていなかったため、「有料公園施設利用許可申請書」が複数の綴りに分かれており、照合が容易にできない状況であった。

利用料徴収を総合公社に委託している場合でも、利用申請書等の証憑類と歳入額を照合する手続きを実施するため、少なくとも月次で「月別歳入状況表」と調定額の一致を確認することが必要である。

(2) 公有財産台帳の記載について

① 番号管理について

従来、公有財産は手書台帳に記録されていたが、平成8年4月から公有財産台帳が電算化された。この公有財産台帳上、財産は種別（建物、工作物等）に団地番号及び連番が付されている。

しかし、財産の管理に従事している総合公社では、現物を別の管理番号（下記の例における通称番号）で認識しており、特定の財産が公有財産台帳上のどれに当たるかということについて分かるようには整理されていない。

たとえば、スポーツゾーンにおいて、昭和58年に竣工した公衆便所工事について、建設当初の工事完成図に記録されている建物面積等を手掛かりに、公有財産台帳と実際の施設を照合したところ、以下のような結果となった。

公有財産台帳				工事完成図（*）		通称番号
建物番号	竣工日	当初取得価額	面積（㎡）	竣工日	面積	
21	S58. 9.8	16,007 千円	53.43	8/31	45.63	A
22	S58. 9.8	30,275	77.88	8/31	77.88	D
27	S58.11.1	15,993	53.43	8/31	53.43	B—1
28	S58.11.1	27,425	66.34	10/14	66.34	B—2
29	S58.11.1	15,993	53.43	10/14	53.43	C

（*）工事竣工時の図面

上記より、公有財産台帳上の面積の記録に誤りがあることが推定される。

また、現在、管理上使用している通称番号「C」が、公有財産台帳の27番或いは29番いずれに該当するのかが不明な状況である。

② 公有財産台帳上の記録誤り

公有財産台帳を調査したところ、以下のような記録誤りが見られた。

ア. 公有財産台帳番号49番の青少年教育ゾーンにある「あずまや」（取得価額13,122,200円、平成7年12月20日竣工、46.02㎡）は、一つの財産として登録されているが、実際には、17.232㎡、17.232㎡及び11.560㎡の3箇所のあずまやからなる。本来、個別に記録されるべきであったが、誤って合算して記録してしまったものと推定される。

イ. 公有財産台帳上、以下のようにフィールドアスレチック管理棟が2棟登録されている。

実際には管理棟は1棟しかなく、他に小規模な詰所があるが、詰所については公有財産台

帳上記録がない。

台帳番号	名称	竣工日	金額（価格改定後）	面積（㎡）
47	FA管理棟	H6.6.20	43,681千円	349.39（正しくは394.39）
48	FA管理棟	同上	40,611千円	389.45

竣工当初の資料を調査したところ、48番はフィールドアスレチック詰所（当初取得価額17,782,135円 60.43㎡）の誤りであることが判明した。47番にも面積の記録誤りがあった。

③ 資本的支出

公有財産台帳に登録した資産について、取得以降、改修工事等により増設等が図られた場合、どのように記録するかについて、公園管理事務所では明確な基準や認識が持たれていない。

平成10年度に行われた「陸上競技場改修工事」のうち、「陸上競技場フィールド電源改良工事」（956千円）は、フィールド内の電源に至る電気配線において漏電遮断器を取り付け、新設回路を設けるもので、企業会計的な考え方からすれば、電気設備の増設による「資本的支出」と捉えられるが、公有財産台帳上は財産の増加として記録されていなかった。公有財産台帳に登録すべき基準を明確にし、担当者に徹底することが必要である。

④ 工作物

中央公園の工作物は昭和52年から整備が開始されているが、平成8年4月に電算化された公有財産台帳に記帳されたのは平成11年4月となっており、また、記録された金額はすべて当初の取得価額となっていた。本来ならば、取得日以降3年毎に価格改定が行われ、工作物の帳簿価額についても評価替えがなされるはずであるが、電算化された公有財産台帳に記録されるまで評価替えが行われていない。事務手続の漏れと推定されるが、今後は、資産の適正な評価のために、原則どおり価格改定を実施すべきである。

上述のように、公有財産台帳上、多数記録の不備が見られるが、これは公園管理事務所での定期的な現物との照合等が行われず、公有財産台帳が実質的に利用されることがなかったことが要因としてあげられる。実際、台帳上は、取得により一旦記録されると、そのまま自動的に価格改定が行われるだけで、ほとんど現地において活用されることがなかったため、このような記録誤り等が訂正されず放置される結果になったものと思われる。

今後は、公有財産台帳上に記録されている資産と現物との照合作業を早急を実施することにより、正確な県有財産の把握を行い、より一層財産の保全に努めるべきである。

(3) 総合公社における消費税計算について

① 概要

総合公社は、受託業務実施にかかった経費（人件費及び物件費）に消費税5%を上乗せして、委託費を県に請求している。

② 実施した監査手続及び結果

委託費に含まれる消費税額の算出過程を調査したところ、事務処理上、以下の計算誤りが見られた。

ア．職員手当のうち、通勤手当について所得税課税分と所得税非課税分の消費税額を誤って把握していた。

イ．役務費に係る消費税額の把握に誤りがあった。

ウ．雇用保険料の個人負担分についても、消費税額を委託費に含めて計算していた。

以上の結果、委託費（税込）が 89,841 円過大に計算されていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律 5% 上乘せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして、事務処理誤りをなくすようにするべきである。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

総合公社は、警備や清掃等の日常業務等について、業者に対して再委託を行っている。

委託契約のための入札等の基準は県に準じている。

平成 12 年度では 36 件の再委託契約が行われている。その結果、再委託費は 123 百万円にのぼり、委託費合計（252 百万円）の 49% を占めている。

② 実施した監査手続及び結果

ア．再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第 9 条により原則として禁止されているが、甲（県）が認めた場合は、この限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについては、明示的には書類等で示されていない。県は、每期公社の再委託契約締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

イ．再委託契約のうち、金額の重要なもの 13 件について個別の委託契約関係ファイルを閲覧し、下記事項を検証した。

(ア) 予定価格については、担当者が算定した設計価格を基礎に所長が予定価格を決定し、予定価格調書に記入し、これを封書に入れ封印する。当日開封された封筒はすべて保管されており、管理手続は適正に遵守されているものと判断された。

(イ) 指名競争入札については、落札価額はすべて予定価格を下回り、最低価格で応札した業者に決定されていた。

(ウ) 随意契約については、その理由はすべて地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号「少額のもの（100 万円以下）」の適用による。この場合、2 名以上の者から見積書を徴収しているが、1 件だけ契約者のみしか見積書を徴していないものがあった。これは他の委託業務と密接な関係がある（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号該当）ためであり、妥当と認められた。

ウ．業務委託（変更）契約書、支出負担行為伺、委託業務完成届及び検査済確認調書を照会したところ、これらの書類は委託台帳の記載事項と合致していることが確認された。

9. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）（以下、「クリプトン」という。）は、森林及び林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進することにより、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって秋田県林業の振興に資することを目的として設置された施設である。

(2) 設置時期及び設置場所

平成3年に調査設計を開始し、施設完成後平成7年8月1日より供用を開始している。秋田市近郊の河辺郡河辺町に位置し、秋田市内からは約20km、秋田空港からは約5kmの立地条件にある。周囲には秋田県森林技術センターが隣接するとともに、秋田県立中央公園、ゴルフ場等多くのスポーツ関連施設が近接していることが特徴である。なお、当該地域が設置場所として選定された理由は、秋田県森林技術センターが既に立地していたこと、並びに、従前当該地域に現クリプトンの展示室に相当する森林学習展示室が設置されていたことによる。

(3) 施設の内容

クリプトンは鉄筋コンクリート3階建、延べ床面積4,630㎡の施設規模を持つ。建物施設としては1棟の建物であるが、公有財産台帳上は、その使用目的に基づき、学習交流を目的とした行政財産部分と宿泊・レストラン業務に用いられる普通財産部分とに分類されている。

行政財産部分には展示室、視聴覚室、大会議室及び会議室2室があり、普通財産部分にはレストラン及び宿泊室がある。宿泊室はシングル14室、ツイン16室、和室6室及び身障者ルーム1室の計37室あり、最大収容人員は66名である。また、建物の背後には18ha以上の広さを持つ学習交流の森が広がり、森林浴や自然観察等に活用できるようになっている。

(4) 事業費

総事業費は2,399,351千円であり、その内訳は以下のとおりである。ただし、土地については地元自治組織の共有地を賃借する形態を取っており、取得はしていない。

（単位：千円）

用地造成費、設計監督費			108,867
建築工事費	建物	1,226,009	1,929,705
	建物附属設備	703,696	
外構工事費			78,486
展示設備費			133,678
備品費			107,529